大臣官房官庁営繕部 管理課長 殿各 地方整備局総務部長 殿北海道開発局事業振興部長 殿国土技術政策総合研究所総務部長 殿国土地理院総務部長 殿

国土交通省

大 臣 官 房 会 計 課 長 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長 北 海 道 局 予 算 課 長

「直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る 保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて」の廃止及び保険会社による電子 証書等閲覧サービスの運用開始について

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る保証証書等の電子化に関し、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券及び履行保証保険契約に係る証券(以下「保険証券等」という。)の暫定的な取扱いについては、「直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて」(令和4年4月19日付け事務連絡)において示してきたところである。今般、一般社団法人日本損害保険協会から、保険証券等に係る電子証書等閲覧サービス

今般、一般社団法人日本損害保険協会から、保険証券等に係る電子証書等閲覧サービス 導入に必要な工程が全て完了し、令和7年12月1日に同サービスを開始する旨の連絡が あったことを受け、上記事務連絡は同日廃止する。

なお、同日以降に保険証券等に係る保証証書等の提出又は寄託に代わる措置が行われる もの(保証の契約内容を変更する場合を含む。)については、「直轄工事及び建設コンサル タント業務等における契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の電子化について」 (令和4年4月19日付け国会公契第1号、国営管第28号、国北予第4号)による運用と なる。